

○逮捕術および救急法の活用事例ならびに失敗事例の報告について

(昭和 39 年 12 月 10 日例規／神教発第 353 号)

各所属長あて 本部長

みだしの事例については、警察庁に対する報告事項となっており、また逮捕術、救急法の職務執行面における活用状況の実態をは握し、これら術科推進の資料とする必要上、従来からその報告を求めていたところである。

しかし、この徹底が期せられない面があるので、このたび報告すべき事例の範囲を明確にし、報告様式を定めて徹底を図ることとしたから、今後、逮捕術および救急法の活用事例ならびに失敗事例があつたときは、次により報告されたい。

なお、次の例規通達は廃止する。

「逮捕術、救急法の活用事例並びに失敗事例の報告について」(神教発第 71 号、昭和 36 年 3 月 28 日付)

記

1 報告すべき事例の範囲

- (1) 逮捕術を活用して犯人を制圧、逮捕し、あるいは精神錯乱者等を取り押えた事例
- (2) 救急法(水上安全法を含む。)を活用して病人、負傷者等を救護し、または人命を救助した事例
- (3) 仮死者に対し、人工呼吸を行なつたが、そ生に至らなかつた事例
- (4) 逮捕術、救急法を活用したが、その方法が適切でなかつたため、犯人等を制圧、逮捕できず、また、かえつて犯人等に危害を加えられ、あるいは人命救助に影響を与えた事例

2 報告様式等

逮捕術活用(失敗)事例については「様式 1」により、救急法活用(失敗)事例については「様式 2」により、事案発生の日教養課あて報告すること。

3 様式記載上の注意

(1) 活用者欄

術技を活用した者が 2 人以上ある場合は、その事例において主に術技を活用した者 1 名を記載し、他の活用者は参考事項欄に記載すること。

(2) 活用わざ欄

その事例において用いた全部の術技の名称を記載すること。

(3) 被活用者欄

被活用者が 2 人以上ある場合は、1 名をこの欄に記載し、他の被活用者は参考事項欄に記載すること。

(4) 事例の概況欄

術技を活用した状況を中心に簡潔に記載すること。ただし、次の事例については前後の状況を含めて詳細に記載すること。

ア 凶悪犯人を逮捕し、または重傷病者を救助した事例

イ 施術がきわめて合理的であつた事例

ウ 激しい抵抗を制圧して逮捕し、または特に困難な状況のもとにおいて救助した事例

エ 施術上、特に反省すべき事例